

可認局遞驛

明治十九年十月三十日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第七號

英吉利法律學校



目次

- 私犯法 法學士 奧田義人
- 契約法 (第五號ノ續キ) 法學士 土方寧
- 代理法 米國法律學士 菊地武夫
- 組合法 法學士 松野貞一郎
- 英國刑法 (第五號ノ續キ) 法學士 澁谷慥爾
- 動產委托法 法學士 元田肇
- 論理學 文學士 坪井九馬三

緒言

Law of Torts
Introduction

私犯法

法學士 奥田義人 講義
校 友 畔 上 啓 策 編 輯

緒言

余ハ豫テヨリ私犯法ヲ講スヘシトノ托ヲ受ケ居リシカ折モ惡シク當
學年ノ初メ頃田舎ノ方ヘ旅行セ子ハナラヌコト、ナリテ講義ヲ始ム
ルモ甚タ延引シ漸ク今日初メテ此講堂ニ昇テ對面スルコトヲ得誠ニ
余カ榮譽トハ云ヒナカラ余ノ學力ニ乏シキト辯舌ノ咄ナルカ爲メニ
却テ諸君ノ勉勵時間ヲ妨害スル様ニテハ榮譽ハ變シテ耻辱トナルコ
トモアランカト頻リニ心配ニ堪ヘス仍テ充分ニ憤發シテ余ノ講義カ
諸君參考ノ一助トモ成ル様ニスル積ナレハ咄辯度ニ過キテ雄辯トナ
リ變ルコトモアリヌヘシ然ルトキハ諸君ハ講義ヲ書キ取ルコトモデ

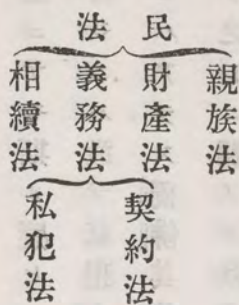
私犯法

キ兼子中ニ或ハ困却スル人モアランカ元來講義ヲ書キ取り置クト云
フコトハホンノ備忘ニスルマテノコトナレハ覺ヘノヨキ人ハ勿論覺
ヘノ惡シキ人ニテモ極々緊要ノ點サヘ書取置ケハ餘ノコトハ大抵後
ニテ思ヒ出シモシ又考ヘ出シモシ得ラル、コトナレハ講義カ書取レ
ルトカ書取レヌトカ申スコトニハ余ハ聊モ頓着セスシテ管ニ解シ易
キヲ主トシ通常ノ談話同様平ラタク講義スル積リユヘ諸君モ其心得
ニテ居ラルヘシ

偕又今ヨリ私犯法ヲ講スルニ付テハ一言諸君ニ話シ置キタキコトア
リソハ別事ニモアラス獨逸ヤ佛蘭西ノ法律ニテハ一種別ニ私犯法ト
稱スル法典ノナキニ突然此所テ私犯法ヲ講スルト云ヘハ英米ニ限リ
テ別ニ私犯ト云ヘル犯行ノアルアリテ獨逸ヤ佛蘭西等ニハ此犯行ナ
ク爲メニ其法律モナキヤト疑ヒテ抱ク人モアランカト思フ一事ナリ現ニ

世上ニテモ斯ル疑ヒテ抱ク人アリト聞ケハ亦無理ナラヌ譯ト云フヘシ併シコハ敢テ私犯ト稱スヘキ犯行カ英米ニ限リテ存スルト云フ次第ニハアラス獨佛其他何レノ國ニテモ此犯行ノアルコトハ勿論ニテ隨テ之レニ關スル法文モ之レアルハ明々白々ナレトモ如何セン獨佛等ノ法律ニテハ其法文カ諸所ニ散在セルカ故ニ一寸目カ着カスシテ輕忽ニ看過スルコト多ク爲メニ斯ル誤想ヲ生スルナリ然ルニ英米ニテハ其法文カ一纏メトナリテ別ニ私犯法ト稱スル法律存在スルヲ以テ斯クハ目立ちテ見ユレトモ其實何モ英米ニ限リテ奇怪ノ法律カ在ルニハアラス尤モ諸君モ能ク承知セラル、通り英米ノ法律ハ多ク皆ナ慣習法ユヘ私犯法トテ主權者カ發シタル法典ニテハナクシテ矢張り學者達カ編纂シテ一纏メノ法律トナシタルナリ語ヲ換テ之レヲ云ヘハ私犯法ハ民法ノ一部分ナルヲ以テ獨佛等ノ法律ニテハ私犯ニ關

スル法文カ民法内ノ各所ニ散在スレトモ英米ノ法律ニテハ別ニ民法ト稱シテ何モカモ民事ニ屬スル法文ナ一纏メニナシタル法典モナク只學者達カ慣習律ヲ各種ノ事柄ニ據テ別々ニ編纂シ居ルカ故ニ私犯ニ關スル法律モ別ニ編纂セラレ居ルコト、知ルヘシ尙ホ例ヲ舉ケテ之レヲ證スレハ英米ニハ證據法トテ學者達カ古今ノ判決例ヨリ援抄シテ別ニ編纂シタル法律カアレトモ佛國ナトニテハ民法ノ内ノ契約篇ノ尻ツボ等ニチラホラ書キ并ヘテアルト其姿ハ同一ナリ今一層此譯ヲ分明ニセンニ商法ヲ除キ民法ト總稱スル中ニアル法規ノ重要ナルモノヲ小分セハ左ノ表ニ示セルガ如ク親族法、財產法、義務法及相續法等ナルコトハ誰レモ知レルコトナルカ其内ノ義務法ヲ又小分シテ契約法ト私犯法トノ二ツトナシタルマ



私犯ノ性質
私犯ノ義

¹ Nature of Torts.
² Definition of Torts.

テナリト云へハ諸君ノ内如何ナル愚人カアリテモ了解セラルヘシト
信スルナリ右ノ次第ナルカ故ニ今余カ諸君ニ講セントスル私犯法ハ
民法ニ屬スル義務法ノ一部分ト知ラルヘシ是レニテ私犯法ノ在籍カ
分明トナリタルカ故ニ直チニ本職ニ移リ私犯法ノ講義ニ着手スヘシ

第一編 總論

第一章 私犯ノ性質

第一節 私犯ノ義解

私犯トハ素公犯ニ對スル語ナルカ故ニ公犯私犯ノ區別カ判然セサル
己上ハ之レカ義解ヲ下スニ甚タ困難ナリト云ハサルヘカラス然ルニ
公犯ト云ヒ私犯ト云フモ元々學理上ニ基キタルモノニアラスシテ寧
ロ外形ヨリ區別シタル者ナレハ到底其性質ヨリ論スルトキハ別々ニ之
レカ義解ヲ下スコト殆ントデキ得ヘキコトニアラスト云フ外ナシ尤モ

私犯法

此義ニ付テハ尙ホ精シク第二節ニ於テ公犯私犯ノ別ヲ講スルトキ述
 ル積ナリ右ノ次第ナルヲ以テ學者達ノ著書ヲ見テモ格別精密ノ義解
 アル様ニモ考ヘラレス概シテ云ヘハ私犯トハ契約外ノ非行(Wrong inde-
 pendent of contract)ナリト云ヘル簡單ノ義解ニ過キサルモノ、如シ現ニ
 千八百五十二年頒布ノ英國訴訟中ニモ私犯トハ契約外ノ非行ナリト
 公然解釋セリ然ラハ即チ一ニ此義解ニ從ヒ置ケハ何モ過チハナキコトナ
 レトモ餘リニ簡單ニ過キテ却テ過チヲ招クコトアランカト思フ其譯ハ
 單ニ契約外ノ非行ナリト云フトキハ頗ル漠然トシテ契約外ノ非行デ
 サヘアレハ如何ナル種類ノ非行ニテモ之レヲ私犯ト稱シテ可ナル様ニ
 見ユルコト是レナリ然ルニ非行(Wrong)ニモ種類カアリテ現ニ英法ニハ
 (Public wrong and Private wrong)トテ非行ニ公私ノ別ヲ付シ社會一般ニ對
 スル非行ト一私人ニ對スル非行ト分テルコトハ公犯私犯ノ別アルヲ

以テモ明カナリ非行ニシテ果シテ公私ノ區別アリトセハ私犯ヲ以テ單ニ契約外ノ非行ナリト云フコト如何アルヘキ乎社會一般ニ對スル非行ニテモ同シク契約外ノ非行ニハ相違ナカルヘシ果シテ然ルトキハ社會一般ニ對スル非行モ一私人ニ對スル非行モ兩ナカラ皆ナ契約外ノ非行ト云ハサルヘカラスサレハ私犯ノ義解ニ契約外ノ非行ト云ヘル六字ヲ用ユルハ獨リ穩當ナラサルノミナラス人ヲ欺クノ義解ト云フモ不可ナキニ似タリ併シ契約ノ二字カ冒頭ニ在ル故自カラ契約外民事上ノ非行ト云フ意ヲ含マセタル積ナルヘシサレハ別ニ喙ヲ容ル、モ及ハサレトモ隨分迷惑シ易キ義解タルハ免レ難キノ評ナリト云フヘシアンダーヒル氏モ此邊ヲ心配シタルコト、見ヘ其著シタル英國私犯法ニ此義解ヲ敷衍シテ初學ノ者ニ解シ易キ様ニ致シ居レリ其敷衍シテ書キ列ラヘアル内ニハ格別感服シ難キ所モアレトモ何シロ

私犯ヲ以テ契約外ノ非行ト云フタルノミニテハ餘リニ漠然ニ失スル
 ト云フ感覺ニ至ツテハ余ト同感ナリ否余カ同氏ノ説ニ感服シタルナ
 リ元來英國ノ學者達ハ斯ル義解ナトノコトニ付テ彼是レ理屈ヲ述ヘ
 ルハ甚タ嫌ヒニシテ實際ニサヘ差支ヘナクンハ夫レニテ足レリト爲
 シ居ルカ故ニ往々疑ハシキ點ヲ生スルコトナキニアラサルナリ殊ニ
 公犯私犯ノ別ハ前ニ述ヘタル如ク元來學理上ニ基キタル區別ニアラ
 サルヲ以テ尙ホ一層明瞭ノ義解ヲ下スニ苦シムモ無理ナラヌコト、
 云フヘシ

右様駁撃ハシタルモノ、余ニ於テ明察カアルカト云ヘハ決シテ然ル
 ニハアラサレトモ公犯ヲ以テ社會一般ニ對スル非行トナストキハ私
 犯ハ一人ニ對スルノ非行タルコト明カナルカ故ニ寧ロアカラサマ
 ニ私犯トハ主權者カ認メテ以テ公安ヲ害スルコト少ナク一人ヲ害

ス。コト多シトナス。契約外ノ非行ナリト義解ヲ下シ置ケハ私犯ハ公
犯ニ對スル語ナルコトモ稍判然シテ初學ノ者ニハ解シ易キカト信スル
ナリ去リナカラ是レトテモ學術的ノ義解トハ云フヘカラスシテ只ニ契
約外ノ非行ト云ヘル六文字ノ内ニ公犯マテモ入レ込ム様ナル過チヲ防
クニ足ラシムルノミ元來私犯ト云フ本邦ノ文字ヨリ論スレハ契約上
ヨリ生スル非行ニテモ公犯ニ對シテハ私犯ナリト云フヲ得ル筈ナル
ノミナラス又私犯ニ相違ナキナリ然レトモ此講義ニ於テ私犯ト稱スル
ハ英語ノ「トート」(Torts)ト云ヘル文字ヲ譯シ來リタルモノナレハ契約
ヲ履行セサルヨリ生スル非行ハ含蓄セサルコト、知ラサルヘカラス私
犯ノ文字ヲ用ヒナカラ契約上ノ非行ヲ含蓄セスト云フハ甚タ穩當ナラ
サレトモ畢竟英語ノ「トート」ト云ヘル文字ニ合適スヘキ邦語ノナキ故
普通ニ之レヲ私犯ト譯シ居レリ此講義ニ於テモ普通ノ例ニ倣ヒテ私犯

ト譯シタルモノト知ルヘシ諸君モ此ノ邊ヲ諒シテ玆ニ云フ私犯トハ
英語ノ「ト」ト「ト」云ヘル語ト同一ノ意味ニテ契約上ノ非行ハ含蓄セサ
ルコト見做シ只譯字上ノミニ付テ其意ヲ解スルコトナキヲ欲ス故ニ
其實ヲ申セハ左圖ノ如ク分析セサルヘカラス

違 法 ノ 所 爲
公 犯
私 犯

契 約 上 ノ 非 行
契 約 外 ノ 非 行 (ト)

此圖ニ據テ之レヲ見レハ私犯ニハ契約上ノ非行モ含蓄シ居ルコト明
カニシテ英語ノ「ト」ト「ト」ハ即チ私犯ノ内ニ於ケル契約外ノ非行ヲ意
味スルコトナレハ其實私犯ノ一部分ナリ其一部分ヲハ適合スル譯字

ノナキ爲メニ廣ク私犯ト譯シタルマテニテ決シテ純正ナル私犯ノ全部ヲ舍蓄シタルニハアラサルナリ已下皆ナ此意タルコトハ諸君豫メ知リ置クヘシ

此頃本邦ニ流行セルアンダーヒル氏ノ著書ヲ見ルニ私犯ヲ組織スルニハ第一法律上ナスヘカラサルコトヲ爲シ又ハナスヘキコトヲ爲サ、リシコト第二他人ノ權利ヲ犯シ又ハ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタルコト、云ヘル此二ツノ元素ヲ備具スルヲ要シ此二元素ノ内一ヲ缺クトキハ訴訟權ヲ生セストアレトモ是レハ獨リ私犯ニ限ル要素ニハアラサルヘシ公犯ニ於テモ又契約上ヨリ生スル非行ニ於テモ皆ナ然ラサルハナキカ如シ見ヨ竊盜ハ一ノ公犯ナリ然ルニ是レハ之レ法律上爲スヘカラサルコトヲ爲シテ他人ノ權利ヲ犯シタル所爲ニハアラサルカ又負債ノ返還ヲ怠リタルハ契約上ノ非行ナリ然ルニ是レハ之レ法律上ナ

スヘキコトヲ爲サスシテ他人ニ損害ヲ蒙ラシメル所爲ニハアラサル
 カ夫レ然リ而シテ此等ノ所爲ハ卽チ以テ私犯トナサ、ルニアラスヤ果
 シテ然ラハアンダーヒル氏ノ所謂私犯ノ要素ナリトナス所ノ事柄ハ未
 タ私犯ノ要素トナスニ足ラサルモノ、如シ是レ余カ前キニアンダーヒ
 ル氏ノ著書中私犯ノ義解ヲ敷衍シテ書キ列ラヘテアル内ニハ格別感
 服シ難キ所アリ云々ト述ヘタル所以ナリトス但シ右ハ只余カ考ヘナ
 レハ其當否ハ敢テ保證セスシテ諸君ノ公評ニ任スヘシ
 諸又茲ニ一議論アルハ義解ノ内ニ用ヒタル非行ト云ヘル語ノ義ナリ
 此義ニ付テモ學者達ノ著書中様々書キ并ヘテアレトモ余ハ悉ク感服
 セサルナリ就中アンダーヒル氏ハ非行ヲ以テ錯誤怠慢又ハ詐僞ヨリ
 成立スルモノト説キタルカ決シテ斯ル事柄ノミヨリ成立スルモノニ
 ハアラサルヘシソハ歐打トカ又ハ誹譏トカ云ヘル犯行ノ性質ヲ考ヘ見

いSocietas
ろPartnership,
はCorporation

ハ賃貸トナルヘシ然レトモ代理者ノ事務ヲ執行スルニ當リ金錢
ヲ仕拂フノ必要アリタルトキハ本人ニ於テ之ヲ辨償スルノ義務
アリ斯ル場合ニ於テハ本人ニモ亦義務アレトモ其義務ヲ生セシ
ムルノ原因ハ約束ニアラスシテ現ニ利益ヲ得タルニアリテ物約
ノ義務ヲ生スルト同一理ニ基クモノトス

四 結社^{いソシエタス}

結社トハ英語ノ「^ろパートナーシップ」ト同一ナルモノニシテ二人以
上ノ者互ニ資産若クハ勞力ヲ提出シテ商賣ヲ營ミ其損益共ニ之
ヲ分擔スヘキ組合ノ契約ヲ謂フ此結社ハ法律上無形人ト認ムル
所ノ會社即チ「^はコーポレーション」トハ之ヲ混セサルヲ要ス
凡ソ合意約ハ對手ノ合意ノミニテ契約ノ効力ヲ生スヘキコト前述ノ
如シト雖モ他種ノ契約ニ比シテ合意約ニハ殊更ニ合意アルヲ要スル

ト云フ義ニハアラス口約、書約及ヒ物約ニ於ケルモ亦合意ノ欠クヘカ
ラサルコト毫モ合意約ニ異ナルコトナシトス元來羅馬法ニ於テハ口
約及ヒ書約ノ場合ニ於ケルカ如ク一定ノ法式ヲ經タルカ又ハ物約ノ
場合ニ於ケルカ如ク物品ノ授受若クハ對手一方ノ者其約束ヲ履行ス
ルニアラサレハ單ニ合意アルノミニテハ未タ契約ヲ生スルニ足ラス
トスルヲ以テ通則トセルカ四種ノ合意約ノ如キハ人ノ最モ屢々遭遇
スヘキ日常欠クヘカラサルモノナルヲ以テ特ニ法律ノ保護スル所ト
ハナレルナリ故ニ羅馬法ニテハ英國法ニ於ケルカ如ク合意約即チ雙
務ノ契約ヲ目シテ對手雙方ノ約束互ニ約因タルカ故ニ有効タルヘシ
トハ看倣サスシテ唯或ル種類ノ契約ハ全ク例外ニシテ法式若クハ約
因ヲ待タスシテ有効ナリトセルモノトス

前述スル所ヲ以テ考フルニ元來羅馬法ノ保護セル契約ハ有式契約ニ

限レルヨリシテ漸ク物約ヲ生シ更ニ又合意約ヲ認ムルニ至レルコト
明ナルヘシ

羅馬法ニ於テハ法鎖ヲ生セシムル所ノ原因ヲ分ツテ契約、准契約、犯權
及准犯權ノ四種トセルコト人ノ能ク知ル所ナリ而シテ契約ハ合意ヨ
リ生スルモ准契約ハ然ラサルカ故ニ二者全ク其性質ヲ異ニス然レト
モ犯權及准犯權ハ等シク非行ヨリ生スルモノニシテ其性質ニ差アル
ニアラス唯從來法律ノ認メテ以テ非行トセサリシ所ノ故意ニ出テサ
ル所爲ヲモ非行ト看做シ犯權ニ准シテ取扱フ様ニナレルヨリシテ此
名稱ヲ生セシノミ犯權及ヒ准犯權ノ事ハ爰ニ之ヲ論セス
准契約ヨリ法鎖ヲ生スル場合ハ左ノ如シ

(一) 委任ヲ受ケスシテ隨意ニ他人ノ事務ヲ管理スル者ハ着手後漫
ニ之ヲ中絶セスシテ執行シ終ルヘキ義務アリ又管理ヲ受ケタル者

ニ子ヨシヨラム、ゼストル

ハ費用ヲ支辨スヘキ義務アリトス英國法ニハ他人事務管理ノ法規
ナシ

(二) 後見人ト幼者トノ間ニ在テハ契約ノ存否ニ係ラス後見人誠實
ニ其職務ヲ盡シタル後ニ決算スヘキ義務アリ又幼者ハ後見人ニ於
テ立替ヘ置キタル費用等ヲ支辨スヘキ義務アリトス管財人ノ場合
ニ於ケルモ亦同シ

以上二個ノ場合ハ合意約ノ一種タル代理ノ契約ニ類似セル者ニシ
テ其相異ナル所ハ單ニ委任ナク合意ナカリシ一點ニ止マルコトヲ
注意スヘシ

(三) 相續若クハ贈與ニ依リ財産ヲ共有スル數人ノ中一人若シ其財
産ヲ所持スルトキハ契約ノ有無ニ拘ラス所持者ニ於テ之ヲ保管シ
所得利益ヲ分配スル等ノ義務アルモノトス是ハ組合成立後ノ結社

ノ契約ニ類似セリ而シテ結社ノ契約ハ合意ヨリ生スルモ本項ノ場合ニハ合意ナキ點ニ於テハ前段ノ場合ニ於ケルト同一ノ差異アリト雖モ結社ノ契約ニ於テモ亦損益分配ノ割合ヲ約定セサリシトキハ平等ニ分配スヘキモノトスルヲ以テ觀レハ二者類似ノ點一層著明ナルヘシ

(四) 相續人ハ遺囑贈與ヲ受ケタル者ニ對シ其贈與ノ目的物ヲ引渡スヘキ義務アルモノトス然レトモ是レ決シテ合意ニ基クモノニハアラス

(五) 支拂人ノ錯誤ニヨリ金錢ノ支拂ヲ受クヘキ權利ナクシテ之ヲ受ケタル者ハ其金錢ヲ拂戻スヘキ義務アルモノトス是レ物約ノ一種タル代用物ノ貸借ニ彷彿タルモノニシテ英國法ニ於テモ亦之ヲ以テ准契約ノ一種トセリ

以上羅馬法ニ於テ准契約ヲ生スヘシトセル五個ノ場合ニ於ケル義務ハ概子法律ノ作用ヨリ生スルモノニシテ合意ヨリ生スルニハアラサルカ故ニ真正ノ契約トハ全ク格別ナルカ如クナレトモ合意發達前ニ在テハ真正ノ契約ト雖モ合意ノミニテハ未タ契約ヲ生スルニ足ラストセルノミナラス准契約ノ場合ニ於テ法律ノ作用アル所以ノモノモ亦物品ノ授受又ハ現ニ事務ヲ担当セルコトニ起因スルヲ以テ考フルトキハ法律上二者ノ間ニ區別スルコトナカリシコトヲ知ルニ足ラン抑々羅馬法ニ所謂契約エコントラクトトハ法鎖ヲ生セシムル所ノ合意ヲ指シテ稱スル者ナレハ決シテ契約、准契約、犯權等ヲ混同スヘキ謂ナキニ似タリ然ルニ其實然ラサリシモノハ是等ノ起因ヨリシテ生スル結果ハ等シク法鎖ヲ生セシムルニアリタルモノナルヲ以テ結果ノ同一ナリシコトヨリシテ其起因ヲ混同スルノ力ヲ助ケタルヘシト思ハル又羅馬法ニ

於テハ素ヨリ近來學者ノ論別ニ係ル本來ノ權利ト回復權トノ區別ヲ認メサリシカ故ニ犯權及ヒ准犯權ヨリ生スル法鎖モ亦契約及ヒ准契約ヨリ生スル法鎖ト同一質ノモノナリト思惟シタルカ上ニ犯權及ヒ准犯權ヨリ生スル義務ハ非行ニヨリ得タル物品返還損害賠償等ノ責ニ任スヘキモノナルヲ以テ單ニ契約ト准契約トヲ混同セルニ止マラスシテ犯權及ヒ准犯權ヲモ亦契約ト混同シ終ニ是等ノ起因ヨリシテ生スル法鎖ヲシテ物約ノ一種タルニ過キストセルコトアルニ至レリ是ニ因テ之ヲ觀レハ羅馬法ニ於テハ一定ノ法式ヲ用ユルカ又ハ約因トモ稱スヘキモノ之アルニアラサレハ單ニ合意アルノミニテハ未ダ契約ヲ生スルニ足ラストシ若シ又約因アルトキハ合意ナキモ法鎖ヲ生セシムルニ充分ナリトシ其法鎖ノ性質ハ契約即チ合意アリテ生シタル法鎖ノ性質ト同一質ノモノナリトセルコト明白ナルヘシ

Contract of record.

Judgment

英國法ニ於テハ契約ヲ大別シテ三種トセリ今之ヲ表出スルコト左ノ
如シ

記録契約
契約
捺印契約

常種契約

有式契約

不文契約

成文契約

負債訴式ヲ以テ
出訴スルモノ

約束訴式ヲ以テ
出訴スルモノ

無式契約

記録契約トハ有記録裁判所ノ記録ニ登載セル事實ヨリシテ生スル法
鎖ノ總稱ニシテ其種類ニ三アリ

一、判決リヤツシメントトハ損害賠償金又ハ訴訟入費金トシテ甲者ヨリ乙者ニ對

シ金若干ヲ支拂フヘキ旨等ノ裁判申渡アリテ之ヲ裁判所ノ記録ニ
記入セル場合ヲ云フ斯ノ如クナルトキハ乙者ハ裁判上ノ債主トナ
リ甲者ハ裁判上ノ負債主トナルナリ而シテ此判決ヲ生スルニ至レ

ル原由ハ更ニ又左ノ三種アリ

甲、原告人被告人互ニ辨論ノ末裁判所ノ審理ヲ經テ終ニ裁判ノ申渡アリタルトキ、之ヲ判決ノ普通ノ場合トス

乙、出訴前ニ在リテ原告人被告人ノ協議ニ依リ被告人ヨリ原告人ニ約束通りノ裁判申渡ヲ仰クヘキ委任ヲ與ヘタルトキ、此委任狀ヲ稱シテ代理權ト云フ
（又ウワラント、オフ、アットーニー）

丙、出訴後裁判申渡前ニ在リテ原被雙方ノ協議ニヨリ被告人ヨリ原告人ニ約束通りノ裁判申渡ヲ仰クヘキ委任ヲ與ヘタルトキ、之ヲ訴權承認ト云フ
（るコソノビット、アクシヨテム）

右乙丙二個ノ場合ニ於テハ原告人被告人雙方ノ間ニ合意アリタルモノナレハ眞正契約ノ性質ヲ有スレトモ甲ノ場合ニ於テハ決シテ然ラス原被雙方ノ者同意セサリシカ故ニ裁判申渡ノ結局ニ

契約法

六十三

二一

110

至ルマテ互ニ辨論シタルナレ決シテ雙方ノ間ニ合意アリタルニ
 アラス然レトモ裁判所ノ記録ニ記入セルコトヨリシテ効力ヲ生
 セル點ニ付キテハ甲乙丙三個ノ場合共ニ同一ナリトス

裁判上ノ債主ハ裁判申渡通りノ執行ヲ請求スルヲ得ヘク又裁判申
 渡ニ基キテ更ニ出訴スルヲ得ヘシ又裁判上ノ債主ニハ他種ノ債
 主ヨリモ先拂ヲ受クヘキ特權等アリ是レ代理權及ヒ訴權承認ノ事
 アルニ至レル所以ナラン

二公認 をレコグニザンス

トハ裁判官又ハ其他ノ官吏ノ面前ニ於テ公ケニ負債アル
 旨ヲ承認シテ之ヲ記録ニ記入セルモノヲ云フ而シテ其負債ハ皇帝
 又ハ裁判官ニ對シテ裁判所へ出廷スヘキコト保釋人タルノ義務ヲ
 盡スヘキコト等ニ關スル約束ヲ履マサルトキニ際シテ拂フヘキ罰
 金ナリトス

ヲ得其理由ハ自分ハ勿論契約者ナレトモ尙ホ一人此契約ニ就テ權利
ヲ有シ義務ヲ負フモノアリトノコトナレハ前ニ申シタル證據法ノ原
則ヲ覆スニ非サレハナリ

畢竟捺印證書流通證書ノ場合ヲ除クノ外ハ初メニ本人ノ名ヲ云ハス
シテ代理人ノ結ヒタル契約ニ付キ後日本人ハ權利ヲ主張スルコトヲ
得又契約ノ對手モ本人ヲ發見スル時ハ之ニ義務ヲ盡サシムルコトヲ
得ルナリ此品ハ自分ハ入用ナキモ他人ノ爲メニ買ヒ置カント云フテ
物品ヲ買入ル、ナトハ我々社會ニモ往々アルコトナルカ此場合ニ於
テハ後日本人ヨリモ出訴スルコトヲ得又賣人ヨリモ本人ヲ訴ヘ得ル
コトナリ

扱右ノ如ク法式ヲ守リテ契約ヲ爲シテモ代理人ノ所爲ノ結果ハ猶ホ
本人ニ歸セサル場合アリ(注意迄ニ申置ハ拙者カ此處ニテ申シ居ルハ

本人ト代理人トノ關係ニシテ本人ト第三者トノ間ノコトニアラサルナリ例ヘハ代理人カ越權ノ處分ヲ爲セハ法式ハ相當ナルモ本人ハ責メニ任セサルナリ然シ乍ラ代理人ハ必ラス命令ノ通りニ委任權ヲ行ハサレハ常ニ本人ニ對シテ責任ヲ帶ルト云フニアラス委任權ヲ執行スル當時ノ情狀ノ許ス限り代理人カ委任ノ趣意ヲ貫クトキハ命令ト少差アル本人ハ責メニ任セサルヘカラス例ヘハ米百石ヲ買入ル、コトヲ委任セラレタル人當時市中ニ九十九石ノ外無キ故ニ其レ丈ケ買ヒ入ル、モ元ト本人ノ趣意ヲ貫クモノナレハ一石不足スルト云フテ本人責メニ任セサルコトハ得サルナリ

然レトモ通常ハ代理人ニ於テ委任ヲ受ケタル通りニ執行ヲナサ、ル可カラサルハ勿論ノコトナリ若シ其權限内實ノ訓示ニ由リ制限セラ
ル、トキハ代理人ハ其訓示ニ從フ可キナリ相當ノ事故ナクシテ其訓

示ニ背クトキハ其所爲ハ越權トナリ從テ本人ニ對シテ責任ヲ負ハサル可カラス假令斯クスレハ却テ本人ノ爲メトナリ本人ヲ利セント思フテ爲シタルコトナリトモ本人ニ對スル責任ヲ免カル、コト能ハス然レトモ此規則ニハ僅カノ取除アリ

第一ハ必要ノ場合ナリ即チ圖ヲサル事件ノ起リシトキハ訓示ヲ守ラストモ代理人ノ處分ハ越權ノ處分トハナラサルナリ例ヘハ貨物賣却ノコトヲ委任セラレタル代理人十二月一日ニ横濱表ニ於テ其貨物ヲ賣ル可シトノ訓示ヲ受ケタルモノト假リニ定ムルニ若シ其貨物カ腐敗スルノ恐アルモノナル時ハ來月ノ一日ヲ待タス又横濱ニ運ハスシテ今日東京ニ於テ賣却スルコトヲ得蓋シ待チ居レサル必要アルヲ以テ此訓示ヲ守ラサルモ苦カラス

次ニ訓示ノ趣旨ノ不分明ナルニヨリテ其本人ノ意ニ反シタル處置ヲ

爲シタルトキハ矢張越權ノ處分ニアラス假令ハ訓示ノ文言ハ二様ニ
解釋シ得ラル。モノナルトキハ代理人タルモノハ自分ノ解釋通りニ
委任權ヲ執行ス可キナリ偶マ其解釋ハ本人ノ意味ニ反對シテモ其ハ
越權ノ處分トハナラサルナリ是レ必竟訓示ヲ與ヘタルモノ、過ナル
ヲ以テ本人其責ヲ負ハサル可カラス

訓示ナキ場合ニ於テハ代理人ハ其取扱フ業務上ノ習慣ニ由テ委任權
ヲ行ハサル可カラス例ヘハ請合ヲナシテ物品ヲ賣ルノ習慣ナキ時ハ
其習慣ニ背テ請合ヲナスコトヲ得スト雖モ掛賣^(二)ヲナスノ習慣アルト
キハ敢テ現金賣買ニアラサルモ可ナルカ如シ後例ノ場合ニ於テ若シ
後日取引先ニ於テ身代限ヲナス時ハ矢張本人其損失ヲ蒙ラサル可カ
ラス

又凡ソ代理人ハ正實ヲ旨トシテ其委任權ヲ執行ス可キナリ故ニ總テ

諸勘定ヲ明白ニシテ而シテ本人ノ檢査ニ供シ又諸々ノ報告等ヲ得ル時ハ其報告ノ趣ヲ本人ニ傳ヘサル可カラス

若シ委任ノ事柄ヲ取扱フニ付テ利得ヲ得タルトキハ之ヲ本人ニ返サ、サル可カラス幾何^{イッテ}モ代理人カ委任權ヲ執行スル時ニ當リ對手人ヨリ禮金或ハ又兼テヨリ何卒自分ハ約束ヲ受ケタキ抔ト云フテ金ヲ送ルコトアリ此等ノ金ハ自用ニ供スルコトヲ得ス悉皆本人ニ送ラサル可カラス必竟代理人カ本人ニ物ヲ賣ルコトヲ得サルハ此點ヨリ見テモ明カナリ何トナレハ若シ己レ物品ヲ賣ルコトヲ得ルトセハ利純ヲ占ムルニ至ルヲ以テナリ

偕是迄ニテ委任權執行ノ事ヲ講シ了リシカ代理人ハ果シテ正當ニ其委任權ノ執行ヲ卒ヘタルモノト假定セハ其次ニ起ル問題ハ誰カ委任權ノ執行ヨリ生スル利益ヲ受ケ又タ損失ヲ被ル乎ト云フノ事是ナリ

(三) Liability of Painciple

任本人ノ責

(四) Qui faeit per alium facit per se.

此問題ニ答フルニハ第一本人ノ責任ヲ論セサル可カラス因テ以下述ル事柄ヲ本人ノ責任ト題ス

(三) 本人ノ責任

本人ノ責任ニ左ノ二種類アリ

第一 第三者ニ對スル本人ノ責任

第二 代理者ニ對スル本人ノ責任

(四) 第一 第三者ニ對スル本人ノ責任 此所ニ適用サル、法律格言アリ

他人ヲシテ事ヲナサシムルモノハ自ラ之ヲ爲スモノナリト此格言タル唯此部分ニ適用サル、ノミナラス代理法全体ノ一大原則ト謂フテ可ナルモノナリ之ヲ直接ニ言ヘハ委任權内ニ於テ代理人ノ爲シタル所爲ハ本人自ラノ所爲トナルト云フニ過キサルナリ而シテ是レハ代理人ノ所爲ニ由リテ生スル權利ハ本人之ヲ受ケ代理人ノ所爲ニ由リ

テ生スル義務ハ本人之ヲ負フト云フニ外ナラス又之ヲ反對ノ位置ヨ
リ云ヘハ第三者ナルモノハ代理人ニ對シテ權利ヲ有シ義務ヲ負フモ
ノニアラスシテ本人ニ對シテ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノナリ
本人ヨリシテ第三者ニ係テ其義務ヲ果サシムル時ニハ代理人カ正當
ノ權限ヲ持チ居タルコトヲ證明セサル可カラス但シ此處ニハ本人ノ
責任ヲ説クヘキカ故ニ其反對ヨリ論ス第三者ハ本人ニ對シテ權利ヲ
主張セントスル時ハ事實代理人ハ委任權ヲ有セシコト并ニ代理人ノ
所爲ハ其委任權内ニアリシ事ヲ證明セサル可カラス又ハ本人ノ所爲
ハ第三者ヲシテ代理ノ關係ノ存在スルコト及ヒ代理人ノ所爲其權限
内ニアルコトヲ信セシメタルコトヲ證明セサル可カラス
諸本人ノ第三者ニ對スル責任ニハ是亦タ二様アルコトナリ

其一 契約上ノ責任

其二 私犯上ノ責任

其一契約上ノ責任 本人其代理人ノ爲シタル契約ニ付テ責任ヲ負フ
 場合ハ勿論代理人ノ正當ニ其權力ヲ執行シタル時ニアリ又本人ヨリ
 事實權力ヲ與ヘサル時ニアリテモ其所爲ヨリシテ代理權ヲ與ヘタリ
 ト云フ推測ノ下ル可キトキハ是レ又代理人ト見ヘル者ノ爲シタル契
 約ニ付テ責任ヲ負フモノナリ其理由タル前ニモ述ヘシコトアリシカ
 通常ハ二人ノ者ノ損害ヲ受ク可キ場合ニハ其損失ヲ來サシメタル者
 ノ方責任ヲ負フ可シトノ規則アルニ因ルナリ此時ハ本人ノ過チヨリ
 シテ起リタル事柄ナルヲ以テ其責ヲ負ハサル可カラサルハ此理ニ由
 ルモノトス

本人ハ代理人ノ爲シタル契約ニ付テ責任ヲ負フコトハ代理人ノ契約
 ナシタル當時ニ其姓名ヲ第三者ニ知ラレサル時ニ於テモ亦然リト

ス但捺印契約流通證書ノ場合ニハ適用スルコト能ハス其他ノ契約書
又ハ口約ノ場合ニ於テハ代理人カ當時本人ノ名前ヲ以テ契約セサル
モ後日何某ノ本人タルコトヲ發見シタルトキハ第三者ハ直チニ其本
人ニ責ヲ負ハシムルコトヲ得ルモノナリ此規則ハ假令ヒ其當時ニ於
テ第三者ハ代理人ヲ本人ナリト信スル時ニ於テモ適用シ得ルモノト
ス是レ前述ノ格言ニ依リ事實代理人ヲシテ爲サシメタル契約ハ即チ
本人ノ契約ナルヲ以テナリ而シテ此理ハ契約ノ當時第三者ノ心底如
何ニ由テ變ル可キ謂レナキナリ
又假令第三者ハ其取引ノ當時ニ於テ本人アルコトヲ知リシモ其姓名
ヲ知ラサリシ時ニ於テハ是レ亦後日何某ナルコトヲ發見シタルトキ
ハ其者ニ對シテ責任ヲ負ハシムルコトヲ得代理人カ其本人ノ姓名ヲ
明サ、ル限リハ知レサル本人ノミニ信用ヲ置ントスルモ置クコト能

ハスト雖モ初メヨリ代理人外ニ本人アルコトヲ知ルカ故ニ他日本人ノ何人タルコト分ル時ハ之ニ對シテ義務ノ執行ヲ求メントスルノ意思アルコト當然ナリ最初ノ場合ニ比スレハ此場合ニ前陳格言ノ適用ス可キコト一層明白ナリト謂フ可シ

之ニ反シテ最初ヨリ本人ノ名前ノ明カナル時ニ態々代理人ノ方ヲ信シテ之ト契約ヲナス時ハ第三者ハ後日ニ至リ契約上義務ノ執行ヲ本人ニ對シテ迫ルコトヲ得ス何トナレハ本人ノ誰タルコトヲ知リツ、故ラニ代理人タル者契約スルハ本人ヲ斥ケテ代理人ナル何某ヲ特信シタレハナリ本人ト契約スルコトヲ好マスシテ自己ノ撰擇ニ依リ代理人タル者ト契約シタレハナリ

又本人ノ責任ハ代理人權力ナクシテ契約ヲ結ヒシ場合ニ於テモ追認ニ由リテ責任ヲ生スルコトアリ

茲ニ又契約上ノ責任ト私犯上ノ責任トノ間ニ位スル事柄アリ之ヲ何ニカト云フニ代理人ノナシタル僞示ヨリシテ生スル責任ノコト是ナリ英吉利法律ニ於テハ訴訟ノ方式ニ契約上ト私犯上トノ區別アルコトナルカ代理人ノ僞示ニ付キ本人ヲ訴フル者ハ己ノ擇ム所ニ隨ヒ甲乙ノ方式孰レニ由ルモ勝手ナルコトナリ契約ノ節代理人ノ申聞ケタル事實ハ相違スルカ故ニ違約ナリト云ヘハ契約上ノ訴訟ニシテ本人カ代理人ヲシテ詐僞ヲ行ナハシメタリト云ヘハ私犯上ノ訴ナリ勿論代理人ハ本人ノ許ヲ得テ僞示ヲナシタル時ハ本人其責ニ任セサルヲ得ス右ハ説明ヲ要セル程ニモ非ス此レハ代理人ノナシタル僞示ハ本人ノ關係セサルヲ以テ本人其責ヲ負フモノナリトス但シ代理人僞示ヲナスニモ種々ノ場合アルヲ以テ漸チ追フテ講述ス可シ代理人ナルモノ其僞示シタルコトヲ知ラスシテ爲シ而シテ本人ニ於

テハ其事實ニ反スルコトヲ知り居ル場合ハ如何本人其責ニ任ス可キ
カ矢張本人其責ニ任スルト云フ規則ニナリ居ルナリ此問題ニ至テハ
隨分議論ノアルコトニシテ元來代理人ハ信實ナリト思フテ第三者ニ
表示セシ事ナレハ代理人ハ固ヨリ善意ナルモノナリ左レハ本人ニモ
責アル可カラストノ判決例アリタレトモ肝腎ノ本人ニ於テ僞示ナルコ
トヲ知リツ、不實ノ契約ヨリ利ヲ占ム可キ筈ナシトノ議論多クナリ
來リテ今日ノ所ニテハ本人ニ責任ヲ負ハシムル事ニ定マレリ是レ代
理人ノ僞示ヲナスハ本人ノ爲メニシテ本人モ亦タ其詐リナルコトヲ
知テ取引ヲナスハ代理人ノ爲シタル所爲ヲ追認スルモノト見做ヲ以
テナリ然レトモ若シ本人正實ニシテ之レカ代理人タル者故意ニ僞示
ヲナシタル時ハ如何前ト同シク決定シテ不可ナルコトナキカ此問題
ハ一層ノ困難ヲ極ムルモノナリ本人ハ其事ヲ確信シテ表示サセタル

モノナレハ本人ハ第三者ニ對シテ責任ヲ負荷スルコトアル可カラ
トノ論アリタレトモ代理人ノ知識ハ即チ本人ノ知識ニシテ代理人ノ僞
リハ本人之ヲ知リシモノトナスヲ以テ矢張本人其責ニ任セサル可ラ
ストナレリ勿論本人ニ於テ代理人ノナシタル表示ノ僞リナルコトヲ
覺知スル時ハ自カラ其契約ヲ取消スコトヲ得然レトモ第三者ニ於テ
契約ヨリ生スル自己ノ義務ヲ盡シタル時ハ本人ハ矢張第三者ヲシテ
原位ニ復セシムルノ責任アルモノトス
サテ私犯上ノ訴ヲ以テ代理人ノ僞示ニ對スル責ヲ本人ニ負ハシムル
コトヲ得ルカ此問題モ大ニ議論ノアルコトナレトモ結局ハ本人其責
ニ任スルト云フコトニ歸着セリ
有名ナル判決例ニ傳染病ニカ、リタル羊ヲ賣リタル訴訟アリ其訴訟
ノ事實ヲ尋レハ代理人其病羊ナルコトヲ知リテ賣リシカトモ本人ハ

之ヲ知ラサリシナリ右ノ事實アルトキハ第三者ハ欺カレタリ迎本人
 ニ係リ損害賠償ノ訴ヲ起シ得可キ乎矢張本人ニ係テ要求シ得ルコト
 ハナレリ諸君ハ私犯法ノ講義ニ於テ既ニ聽聞セラレシナランカ是ヲ
 詐欺ノ訴訟ト云フ此規則ニ付テハ隨分論難ス可キ点アリ乃チ詐欺ノ
 訴訟ハ現在不實ノ事柄ナルコトヲ知リツ、之ヲ眞實ナリト披露シテ
 他人ニ信ヲ置シメタル人ニ對スルニアリサレハ起スコトヲ得サルモ
 ノ、如シ然ルニ本件ノ事實ニ由レハ代理人ハ相違モナク詐僞ヲ行ヒ
 タルコトナカラ本人ハ全ク其僞示ナルコトヲ知ラサリシ次第ナレハ
 之ヲ稱シテ詐僞者トハ謂フ可ラス他ノ理由ニ據ラハ兎モ角モ善意ノ
 者ニ詐僞ノ責ヲ負ハシムルト云フハ不當ナルモノ、如シ願フニ本人
 ハ僞示ヨリ生シタル契約ノ結果ヲ得從テ其契約全般ヲ認可シタルモ
 ノナレハ到底其責ニ任セサル可カラストノ理由ニ依ルチ穩當トス可

ル所爲ニ對シ組合員ノ權限ヲ講窮シ以テ其分界ヲ明瞭ナラシメントス

私犯又ハ詐偽ニアラサル所爲ニ付テ組合員ノ權限ヲ論ス

第一 いアツカチント 計算

此計算ハ組合員カ社外ニ對シ取引ノ際爲ストコロノ勘定上ノ決算ニシテ元來組合員ハ組合代理者ナルヲ以テ其業務ニ關スル事ナレハ一人ノ所爲能ク全部ニ効力アリ故ニ其組合員カ社外ニ對スル業務上ノ決算ハ組合社ノ決算ト看做シ其責任ヲ負ハシムヘシ

第二 ろアドミシヨ 承諾

組合ノ一人カ業務上社外ニ對シ自認セルコトハ組合ノ自認ト看做スカ故組合ハ後日之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三 仲裁

はPower of partner
to borrow money

金錢借入
レハ後拂

組合員各自ハ社外トノ取引業務上生スルトコロノ紛議ヲ第三者ノ仲裁又ハ和解ニ付スルノ權ナシ故ニ取引上ノ紛議ヲ仲裁シ又ハ和解セシメントスルニハ組合員ノ認諾アルヲ要ス

第四 爲替手形約束手形

業務上必用ナルトキ若クハ其組合ノ商業上之ヲ用ユルノ慣習アルトキハ各員組合ノ名義ヲ以テ之ヲ振出シ若クハ裏書スルノ權アリ其手形ニ對シテハ組合員連帶ノ責任ヲ負フモノトス

第五 金錢借入ノ權

一般ニ論スルトキハ組合營業上金錢ヲ借入ル、ノ必要アルトキハ各組合員ハ之ヲ借入ル、ノ權アル者トス蓋シ金錢借入ノコトタルヤ組合商業上最モ普通ニ行ハル、モノニシテ其濫用ノ危険アル之レニ過クルモノナキカ故只營業上必要ナリトテ猥リニ金借スルヲ得ス特ニ

普通ノ方法ヲ以テ營業スルトキニ限ルヘク非常ノ營業ヲ爲サントシ
 テ組合ノ曾テ豫期セサル方法ニテ商業ヲ營ミ金借ノ必要ヲ生スルモ
 此必要ヲ以テ組合ニ償却ノ義務ヲ負ハシムルヲ得サルヘシ且又金
 借入ノコトハ之ヲ組合ノ名義ヲ以テ代金ヲ即時ニ拂ハスシテ物品ヲ
 買入ル、ノ權ト混合スヘカラス之ヲ畧言スレハ後拂物品買入ノ權ハ
 金錢借入ノ權トハ異別ノ事柄ニ屬シ通例ハ組合員カ代金後拂ニテ物
 品ヲ買入ル、ノ權アルトキハ金錢借入ノ權ナキモノナリ然レトモ實
 際ノ判決例ヲ見ルニ組合員ノ一人カ後拂ニテ物品ヲ買入ル、權アリ
 ナカラ金借シテ現ニ物品ヲ組合ノ爲メニ買入レタルトキハ其金借ハ
 組合ノ借金トシテ論スルモノ、如シ

第六

契約ノ權

各組合員ハ組合ノ爲メニ普通ノ業務ヲ行フニ必要ナルニ於テハ社外

Debt

組合員ノ
釋放ノ
組合員ノ
釋放ス

Insurance

ト契約ヲナスノ權アリ又契約ヲナス權アレハ從テ之ヲ變更スルノ權
アルハ勿論ニ付キ一旦組合カ取結ヒタル契約ヲ組合員ノ一人カ後日
變更シ得ルコトハ自然ノ結果ナルヘシ

第七 負債

組合員ハ連帶權利者トシテ社外ヘ取引ヲナスカ故ニ組合ノ一人ニ負
債ヲ支拂タルトキハ即チ組合ニ支拂フタルモノト爲シ組合ニ對シ負
債ヲ負フ處ノ人ハ其義務ヲ爲シタルモノト見做サル、チ得ヘシ從テ
組合員ノ差出シタル受取證ハ組合ノ差出シタル受取證ト同一ナリト
ス然レトモ組合員ノ負債ヲ組合員ノ一人カ釋放スルモ組合ノ釋放ト
見做スヘカラス是レ連帶權利者ト同ク義務ヲ釋放スルコトハ各自ノ
權外トナスカ故ナリ

第八 保險

りMortgage or
pledge

ちJudicial proceeding

組合員ハ獨斷ニテ組合ノ財産ヲ保險スルコトヲ得ルナリ

第九 訴訟ノ權

組合ノ一人組合ノ爲メニ訴訟ヲナスノ權ハ代理ノ關係ヨリ生スルモノニシテ組合ノ名義ヲ以テ一人ニテ訴訟ヲナスノ權アルヲ以テ普通ノコトトスレトモ個ハ多ク貸金取立等ノ簡易ナル事件ニ限り重大ノ事件ニ及ハサルモノトス又己ニ訴訟ノ權アレハ必要ノ場合ニ於テハ社外ヨリ組合ニ對スル訴訟ニ付キ答辨ヲナスノ權モ從テ生スル譯柄ナリ

第十 質入ノ權

他員ノ承諾ナクシテ組合ノ一人ハ組合所屬ノ不動産ヲ質入スルノ權ナシト雖モ動産ハ此限ニアラス

第十一 通知

をPort
わFraud

をNotice
るSale

組合ニ關シタル事項ヲ組合員ノ一人ニ組合員ノ資格ヘ宛テ通知シタルトキハ組合ヘ通知シタルモノト同一ナリトス例ヘハ組合員カ業務ヲ行フ際ニ其業務ニ關スル事柄ヲ其組合員ヘ報道スレハ即チ組合全部ヘ報道シタルモノトナルヘシ

第十二 賣却ノ權

組合ノ一人ハ他ノ承諾ヲ要セス不動産ヲ賣却スルノ權ナカルヘシト雖モ動産ハ此限ニアラサルヘシ但シ動産ト雖モ其全部ヲ賣却スルニ於テハ或ハ組合ノ解散ヲ惹起スコトアルカ故若シ賣却ノ爲メ解散ノ結果ヲ來タストキノ如キハ恰モ一人ノ意ヲ以テ組合ヲ解散スルコトニ立至ルヲ以テ組合解散ノ場合ニ於テ論シタル如ク判例一定セサルナリ

私犯及詐欺ノ所爲ニ付キ組合社ノ義務ヲ論ス

夫組合員ハ互ニ代理ノ關係アルモノナルカ故組合員ノ私犯ハ代理人

ノ私犯ト毫モ異ナルコトナシ因テ其詳細ハ代理法ニ譲リ茲ニ之ヲ贅
セス直チニ詐欺ノ所爲ヲ論センニ一般ニ云フトキハ組合員カ組合ノ
業務ニ關シ社外ニ對シ詐欺ノ所爲アリタルトキハ組合ハ之ヲ許容セ
サリシコトヲ以テ其責ヲ辭スル能ハサルモノナリ而シテ今金錢ニ關
シ組合ノ業務上ニ往々起ル處ノ詐欺ノ所爲ヲ舉クレハ左ノ如シ

第一 組合ノ一人カ組合ノ業務ヲ行フニ當リ他ヨリ金圓ヲ受取リ
タル後之ヲ私カニ費消スルコト

此場合ニ於テハ組合員カ普通職務上正當ニ受取リタ
ルモノナルカ故組合ハ其責ヲ辭スル能ハス

第二 組合カ業務上他ヨリ金圓ヲ受取リ之レヲ預リ居ル際組合ノ
一人カ私カニ費消スルコト

此場合ニ於テハ組合ノ監守中ニ在ルカ故ニ組合ニ於

テ其責ヲ辭スルヲ得ス

第三

組合ノ一人カ業務ニ關係セサル他ノ取引上ヨリ金錢ヲ受取
リ之ヲ私用又ハ濫用スルコト

此場合ニ於テハ組合ノ業務ニ關係セサルコト故組合
ハ其責ニ任セス

第四

組合員カ組合ニ關セサル自己限リノ取引上ニ於テ特ニ組合
員タルノ地位ヲ陽稱シ組合ノ信用ヲ藉リ以テ他ヨリ金圓ヲ
詐取シ又ハ他ヨリ金圓ヲ預リ之ヲ濫用スルコト

此場合ニ於テハ組合ハ素ヨリ其責ニ任セサルモノト
ス

第五

組合員ノ一人一個ノ資格ニテ他ヨリ信任委託ヲ受ケタル財
産ヲ組合商業上ニ費用シタルコト

此場合ニ於テ組合カ信任^か委託ノ財産ナルコトヲ知ラ
スシテ營業上ニ流用スルコトヲ許シタルトキナレハ
組合ハ偏ニ是レノミニテ其責ヲ負フコトナカルヘシ
例ヘハ組合員ノ一人身代限財産ノ管理者ナリシトキ
其管理財産ヲ組合ノ業務上ニ流用スルモ組合ニ於テ
其情ヲ知ラサレハ其責ニ任セサルヘシ

^x組合員權外ノ所爲ヲ論ス

組合員カ業務上權限ニ越ヘタル所爲アルモ組合ニ於テ其責ヲ辭スル
ヲ得サルハ前述ノ如シト雖モ然レトモ已ニ組合員トシテ其責ヲ組合
ニ負ハシムルニハ必ラス多少ノ權理ヲ有シ其組合員タルコトノ世間
ニ知ラレタルモノナラサルヘカラス而シテ其權限ニ就テハ豫メ社外
ヘ之ヲ知ラシムルノ手段ヲ爲シ以テ權外ノ所爲ニ對スル責任ヲ防ク

コトヲ得ヘシ左レハ社外人ニシテ此權限ヲ知り居レハ組合ニ向ヒ其レヨリ以外ノ責ヲ負ハシムルヲ得ス但シ組合ニ於テ業務取扱上便宜ノ爲メ各組合員ヲシテ其分掌ヲ定メシメ豫メ之ヲ世間ニ公布スル杯ノコトハ往々見ル處ナレトモ之ヲ以テ組合員各自ノ權限ニ制限ヲ立テタルモノトハ云ハレサルヘシ

組合員カ組合ノ財産ヲ私用スルコトヲ論ス

夫レ組合員タルモノハ業務上互ニ誠實ヲ盡スヘキ責任アルモノナレハ自己ノ利益ノ爲メニ組合共同ノ財本ヲ費用スルハ他ノ組合員ニ對シ所謂詐欺ノ所爲ヲ行フ者ナリ茲ニ社外人カ組合ノ財本タルコトヲ知り且ツ他ノ組合員ノ承諾ナキコトヲモ知りツ、組合員一人ノ負債ノ爲メニ其財本ヲ受取ル如キハ同シク詐欺ニ與ミスル者ナルヲ以テ組合ヨリ之ヲ取戻シ得ルハ勿論ナリト雖モ若シ社外人之ヲ知ラス又

George

第三世
デヨーチ
法律

Henry

第八世
ヘヌリー
布告

單ニ慣習法ノミナラス成文律モ亦右ノ精神ニ外ナラス^レデヨーチ第三
 世ノ三十九年及四十年ニ於テハ布告ヲ以テ更ニ瘋癲白痴者ニ關スル
 法律ヲ設ケ犯罪者若シ犯罪ノ後ニ於テ精神錯亂スル等ノコトアルトキハ
 陪審ヲシテ其實否ヲ審究セシメ陪審ニ於テ果シテ癡狂者ナリト認ム
 ルトキハ精神回復スル迄審問ヲ中止シ別室ニ留置スルモノトシ若シ又
 國事謀殺其他重罪犯者ヲ審問スルニ當リ該犯罪ノ當時精神錯亂シタ
 リトノ證據ヲ提供シ陪審ニ於テ無罪ノ判定ヲ下シタルトキハ陪審ヲシ
 テ犯罪ノ當時果シテ精神錯亂セシヤ且ツ精神錯亂ノ故ヲ以テ無罪ノ
 判定ヲ爲シタルヤ否ヲ證明セシメ實際精神錯亂ノ故ヲ以テ無罪ノ判
 定ヲ與ヘタルモノナル^レハ判官ハ犯罪者ノ精神回復スル迄之ヲ別室
 ニ留置スルモノトセリ^レヘヌリー第八世ハ又別ニ法律ヲ設ケ國事犯者
 若シ犯罪後ニ於テ癡狂者トナルモ之ニ關セスシテ審問ヲ開キ尋常ノ

英國刑法

三十五

智覺ヲ有スル人ト同様死刑ニ處スルモノト定メタリト雖モ斯ノ如キ野蠻殘虐ノ法律ハ其後幾モナクシテ廢止セラレタリ以上述ヘタル處ニ依レハ癡狂者ハ其種類及ヒ程度ヲ問ハス總テ刑罰ノ責ヲ免カル、カ如シト雖モ決シテ然ラス半ハ精神ノ錯亂シタル者ハ其行爲ヨリ生スル刑罰ノ責任ヲ免カル、コト能ハス然モ半癡狂者ト全癡狂トヲ判然區畫シテ豫メ其程度ヲ定メ置クハ容易ニ爲シ得ヘキコトニ非ラサルヲ以テ斯ノ如キハ裁判官及ヒ陪審カ各事件ニ就テ決定スヘキモノニシテ一方ニ於テハ智覺不充分ナル者ニ普通ノ刑罰ヲ施シ他ノ一方ニ於テハ癡狂者ニ非ラサルモノヲシテ刑罰ノ責ヲ免レシムルカ如キ弊害ナカランコトヲ必要トスルナリ故ニ犯罪ノ當時人ヲ殺スノ所爲ハ法律ニ反スルコトヲ知ルモ精神錯亂ノ爲メ之ヲ殺シテ以テ或ル災害ヲ除キ或ハ公益ヲ來スト信シテ人ヲ殺害シタル者ハ其責ヲ免カル能ハス又

癡狂ノ爲メ事實ヲ誤リタル場合ニ於テモ若シ其事實タル果シテ現存
スルモノトセハ決シテ恕ス可カラサルモノナルトキハ均シク刑罰ノ
責ヲ免カル能ハス然モ之ニ反シテ事實現存スルモ恕スヘキ行爲ナル
トキハ其責ヲ免カル、モノトス

第三節

酔酊者「ドランカー」

英國ノ法律ハ任意ノ酔酊ヨリシテ一時智覺ヲ失シタル者ヲ以テ刑罰
ノ責任ヲ免レシムルヨリモ寧ロ之ヲ加重スルモノナリ「エドワード、コ
ーク」氏云ヘルアリ任意ノ酔酊者ハ其酔酊ノ故ヲ以テ刑罰ノ責ヲ免カ
ル、能ハス酔酊中ノ行爲ハ却テ其責ヲ重クスルモノナリト元來激烈
ナル流動物ヲ飲用シ及ヒ之ヲ濫用シテ其程度ヲ過ルト否トハ氣候ノ
異ナルニ隨テ各國其度ヲ異ニスル者ニシテ例へハ「刑威」等ニ於テ血液
ノ循環ヲ能クスル爲メニ必要トスル飲酒ノ量ハ「伊太利」等ノ如キ暖國

ニ於テ精神ヲ錯亂セシムルニ足ルモノトス故ニモンテスキエー氏モ亦云ヘルアリ日耳曼人等ノ飲酒ハ其身体ノ必要ヨリ來ルモノナリト雖モ西班牙人ノ如キハ驕奢ノ爲メニ之ヲ飲ムモノナレハ西班牙伊太利等ニ於テハ醉上ノ行爲ヲ罰スルニハ日耳曼其他ノ北國ニ於ケルヨリモ一層嚴重ニセサル可カラスト希臘ニ於テ醉酩中罪ヲ犯シタル者ニ犯罪ニ對スル刑ト醉酩ニ對スル刑トヲ二重ニ科スル法律ヲ制定シタルハ蓋シ此ノ理ニ基クモノナラン羅馬法ノ如キ大ニ醉酩者ヲ惠ミタリト雖モ英國ノ法律ニテハ醉酩ノ故ヲ以テ刑罰ノ責ヲ免スルコトナシ其故ハ醉酩ニ托シテ刑罰ヲ免カル、弊ヲ來スノ恐レアリ且ツ實際醉酩上ノ犯罪ニセヨ醉酩ヲ以テ刑罰ヲ辭セントスルハ甚タ虛弱ナル辨解ナレハナリ

第二章 意思ノ不完全

Misfortune or chance.

偶然或ハ不幸

Ignorance Mistake

無識或ハ過誤

第一節

偶然或ハ不幸

第二種意思ノ缺乏ハ即チ不幸或ハ偶然ノ事ヨリシテ不圖法律ニ背反スル所行ヲ爲スモ意思ハ全ク中立シテ行爲ニ合同スルナク又之ニ背馳スルコトナキヲ以テ犯罪ノ一原素ヲ缺ク場合ヲ指スナリ凡ソ人相當ノ注意ヲ以テ不當ノ所行ヲ爲ス際不圖犯罪ノ結果ヲ生スルモ其刑罰ノ責ニ當ルコトナシト雖モ若シ人不正ノ所行(單ニ法禁ノ惡事ノミナラス固有ノ惡事ニテモ)ヲ爲スカ又ハ正當ノ所爲ナルモ相當ノ注意ヲ用ヒサルヨリシテ不慮ノ結果ヲ來シ爲メニ他人ヲ殺傷シタルトキハ其不慮ノ結果ナリト云フヲ以テ刑罰ヲ免カル、能ハサルモノトス

第二節 無識或ハ過誤

無識或ハ過誤ヨリシテ正當ト信シテ爲シタル所行ノ不正ナル場合ニ於テハ行爲ト意思全ク各別ナルヲ以テ犯罪ヲ組織スルニ必要ナルニ

者ノ結合ナシ故ニ斯ノ如キ場合ニ於テハ刑罰ノ責ナキモノトス然レ
 刑罰ノ責ヲ免カル、ニハ必ラス事實ニ關スル無識或ハ過誤ニ限ル
 モノニテ法律ニ關スル場合ハ其責ヲ免カル、ヲ得ス例ヘハ竊盜又強
 盜ヲ殺サント欲シ誤テ自家ノ族人ヲ殺シタル如キハ事實ノ錯誤ナル
 ナ以テ刑罰ノ責ヲ免カル、ト雖モ追放サレタル者ハ之ヲ殺害スルノ
 權利ヲ有スルモノト信シテ追放サレタル人ヲ殺スカ如キハ其刑ヲ免
 カル、能ハス如何トナレハ苟モ國民タル以上ハ必ラス其國ノ法律ヲ
 知ラサル可カラス且ツ法律上之ヲ知ルモノト推測スルカ故ニ法律ニ
 關スル錯誤ヲ以テ免罪ノ辨解ト爲スヲ得サレハナリ

第三章 意思ノ缺乏

第三種ノ意思ノ缺乏ハ脅迫或ハ避ク可カラサルノ必要ヨリ起ル場合
 ナ指スモノニシテ外部ノ脅迫或ハ避ク可カラサル必要ノ爲メ止ムヲ

意思ノ缺
 乏

得ス自ラ欲セサル事ヲ爲スモノナレハ固ヨリ犯罪ノ要素タル行爲ト
意志ノ結合ナキヲ以テ刑罰ヲ科セサルナリ

外部ノ壓制ニ依テ已レノ欲スル處ト反對ノ所行ヲ爲ス場合數多アリ
被治者カ主治者ニ對スル如キハ卽チ其第一種ニシテ例ヘハ立法者カ
一ノ法律ヲ制定シテ宗教及ヒ道德ニ反スルノ行ヲ爲セト命スルトキハ
人民ハ假令ヒ各自ノ欲セサル事ニセヨ之ヲ爲サ、ル可カラス果シテ
然ラハ上帝ノ命令ニ背反スルモ主治者ノ命令ハ之ヲ遵奉セサル可カ
ラサルヤノ疑ナキニ非ラスト雖モ是ハ今茲ニ論スヘキコトニ非ラス要
スルニ法律ノ脅迫ヲ受ケテ爲シタル所行ニ就テハ一切刑罰ヲ科スル
コトナシ一個人ノ關係ニ於ケルモ亦脅迫ヲ受ケテ爲シタル所行ニ就テ
刑罰ノ責ニ任セサル場合アリ例ヘハ子孫又ハ從僕カ其兩親又ハ主人
ノ命令脅迫ニ依テ犯罪ノ所行アリタルトキハ其命令又ハ脅迫ノ故ヲ以

テ子孫從僕ノ罪ヲ免スルコトナシト雖モ妻カ夫ノ脅迫ヲ受ケテ竊盜強
 盜其他ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ法律ハ夫ノ脅迫アルヲ以テ妻自
 己ノ意ニ出テタルモノニ非ラスト爲シ妻ノ罪ヲ問ハサルナリ英國ニ
 於テ殆ト一千年以前ヨリ此ノ原則ヲ適用シタルモノニテ西撒遜^{イナ}王
 ノ法律中ニモ之ヲ發見スルナリ又歐州大陸北方ニ於テハ此ノ原則ヲ
 一層擴張シテ婦人ノ男子ト共ニ罪ヲ犯シ或ハ從僕カ自由人ト共ニ罪
 ナ犯シタル場合ニ迄之ヲ適用シ刑罰ノ責ニ任スヘキ者ハ男子及ヒ自
 由人ニ限り婦人及ヒ從僕ハ一切其責ニ任セサルモノト定メタル國ア
 リ然モ英國ニ於テハ從僕ハ皆其主人ノ代理者ト見做スカ故ニ從僕タ
 ルノ故ヲ以テ罪ヲ免スルコトナシ加之妻ニ關シテモ謀殺其他重大ナル
 犯罪ノ場合ニハ右ノ原則ニ變例ヲ設ケ刑罰ヲ科スルモノトス國事犯
 ノ如キハ最モ重大ナル犯罪ナルニ依リ妻タルノ辨解夫脅迫ノ推測ヲ

以テ其罪ヲ免スルヲ得ス蓋シ國事犯タル最モ惡ムヘク最モ恐ルヘキ
結果ヲ來スモノナルカ故ニ此罪ヲ犯ス如キ夫ハ既ニ自ラ社會結合ノ
神聖ナル關係ヲ破リタル者ナレハ妻ヲ服從セシムルノ權利ヲ有セサ
ルコト固ヨリ言ヲ俟タス故ニ此場合ニ於テハ夫脅迫ノ推測ハ自ラ消
滅スルナリ其他輕罪中ニモ妻ニ刑罰ヲ科スルノ變例アリ即チ密賣淫
ニ供スル家屋ヲ有スルトキハ妻モ其夫ト共ニ刑罰ノ責ニ任スルモノ
トス如何トナレハ斯ノ如キ犯罪ハ主トシテ一家ノ經濟庶務ニ關スル
モノニシテ妻ノ管理ニ屬スルカ故ニ法律ハ妻ノ隱謀ニ出ルモノト推
測シ夫ノ脅迫モナク又夫ノ關セサル場合ニ於テモ婦人一個ノ資格ニ
テ刑罰ノ責ニ任スルナリ
第二種ノ脅迫又ハ必要トハ英國法律ノ所謂威嚇^{スリツ}及ヒ脅迫^{メナセス}ニシテ外部
ヨリ威迫シテ即死又ハ其他身體ニ損害ヲ來スノ恐怖ヲ生セシメタル

トキノ行爲ニ就テハ刑罰ノ責ニ任スルコトナシ故ニ暴動或ハ戰爭等ノ時ニ於テ敵兵又ハ暴徒ノ爲メニ脅迫セラレテ國事犯等ノ行爲アルモ其罪ヲ問ハサルナリ然モ威嚇脅迫ハ各種ノ犯罪ヲ宥免スルモノニ非ラス例ヘハ甲者アリ乙者ヨリ激烈ナル攻撃ヲ蒙ムリ傍ニ在ル丙者ヲ殺害スルニ非ラサレハ決シテ自己ノ死ヲ免カル、ノ手段ナキ場合ニ於テ萬止ムヲ得ス丙者ヲ殺害シタルニセヨ甲者ハ謀殺ノ罪ヲ免カル、能ハス如何トナレハ斯ノ如キ場合ニ在テハ丙者ヲ殺害スルヨリモ寧ロ甲者自ラ死セサル可カラサレハナリ之ニ反シテ攻撃者タル乙ヲ殺害スルハ所謂正當防禦ノ理由ニ依リ甲者ハ刑罰ヲ受クルコトナシ要スルニ刑罰ノ責任ヲ免カル、ニハ即死又ハ身体ニ重大ナル損害ヲ來スノ恐怖ヲ生スル脅迫ノ場合ニ限ルモノトス其故ハ單ニ家屋ヲ燒失セラレ財産ヲ掠奪セラル、等ノ恐ハ未タ以テ刑罰ノ責ヲ免カル、ニ

動產委託法

法學士 元田 肇 講義
校 友 山口 正毅 編輯

緒言

第一回

學生諸君余ハ本期モ亦動產委託法ノ講義ヲ擔任スルコト、ナリタ
リ仍テ一言以テ豫メ諸君ノ注意ヲ請ハント欲スルコトアリ抑モ余
カ講スル所ハ單ニ英國動產委託法ノ範圍ニ係ル法理ニ在リ而シテ
余ハ曩キニ本講義ヲ始ルニ當リ英米古來ノ判決例ト碩學明法家ノ
論トヲ參酌シ尙ホ余カ日常從事スル所ノ代言事件ニ就キ斯法理ヲ
説明センコトヲ期シタリシモ訟務缺掌僅カニ動產委託法ノ一斑ヲ
講了シ得タルノミ深ク前期學生諸君ノ意ヲ滿タス能ハサリシハ遺
憾ナリキ然レトモ本年ニ至リテハ前學期中講明セシ所ニ就テ繁冗

ナ沙汰シ新例ヲ増引シ以テ尙稍明瞭ナル説明ヲナスヲ得ヘシト信
 セリ就テハ余カ諸君ニ望ム所ハ願クハ諸君余ノ不辯ナルヲ意トセ
 ス務メテ余カ講義スル所ヲ筆記セラレンコトヲ蓋シ筆記ハ事理ヲ
 腦裏ニ銘記スルノ効アリ此レ余カ前年度ノ學生諸氏ニ就テ實驗ス
 ル所ナリ又余ハ諸君ノ質議アルニ於テハ及フ丈之レカ説明ニ怠ラ
 サルヘシト雖凡講義中ニ在リテ反覆質議ニ答フルトキハ他ノ一般
 聽講諸君ヲ妨害スル恐レアルニ付諸君宜シク勿害他ノ元則ニ基ツ
 キ必要不得已場合ノ外ハ姑ク終講ノ時ヲ待テ發問セラルヘシ此レ
 余カ諸君ニ望ム所ナリ

第一篇

總論

動産委託法ハ英語ニテ「ロト、オフ、ベイルメント」ト云フ蓋シ「ベイルメン

トナル語ハ元ト佛語ノ「ベイレ」ヨリ來リシモノニシテ簡短ニ物ノ引渡ヨリ生スル契約ヲ言顯ス詞ナリ又「ロー」トハ法ノ義ナリ故ニ今「ロー」オフ、ベイルメント「即動產委託法ノ精密ナル解釋ヲ與ヘンニハ先ツ法也者ノ性質如何ヲ講究セサルヘカラス蓋シ古來學者ノ論スル所ヲ按スルニ其義大要ニ派ニ分ル即チ一ハ萬物進行ノ定規ヲ以テ法ノ本義トナシ此ニ比準シテ人ノ行爲ヲ整肅センカ爲メニ邦國ノ君主カ其臣民ニ向テ發行スル所ノ或種ノ命令ヲ指稱スルトナシ一ハ此種ノ命令即人定ノ法律ヲ以テ法ノ本義トナシ天地万物進行上ノ定則ノ加キハ之ニ準シテ天然法ノ名ヲ下スモノトスルニアリ而シテ所謂法ノ要素ニ至リテモ亦其說一ナラス但シ此等ノ點ニ至リテハ諸君法學通論ニ於テ其大要ヲ知り得ヘク又其詳細ハ法理論ニ至リテ明白スヘキ事柄ナルニ付キ余ハ唯爰ニ用フル所ノ法ナル語ハ所謂人定法ノ義ニ適スル

チ述フルヲ以テ足レリトシ直チニ進ンテ動産委託ノ定義ヲ與ヘントス
 諸英米古來ノ法律家カ與フル所ノ定義ヲ按スルニサー、ウイルヤム、ジ
 ヨンス氏ハ「ベイルメント」即チ動産委託ヲ解釋シテ曰ク受托者ヨリ委
 托者ニ返スヘシ又ハ委託者ノ指示ニ從ヒ托セラレタル目的ヲ達シ了
 リ次第直ニ返スヘシトノ明意若クハ包意ノ契約ニ係ル物ノ引渡ナリ
 ト又曰ク「ベイルメント」トハ委託センコト適當ニ執行サレ其委託期限ヲ
 終ヘタルカ又ハ其使用ヲ遂ケ次第其物ヲ返置スヘシトノ明意若クハ
 包意ノ契約ヲ以テ委託ノ爲メニ物ヲ引渡スノ謂ナリト又ブラクスト
 ン氏ハ此ヲ以テ受托者ニ於テ其委託ヲ實意ニ執行スヘシトノ明意若
 シクハ包意ノ契約ヲ以テ委託ノ爲メ物ヲ引渡ス事又ハ或ル格段ナル
 使用ニ向テ他人ニ物ヲ引渡スノ謂ナリト云ヒストリー氏ハ或ル特殊
 ノ目的ニ向テ其委託ノ目的ニ從フヘキ明意又ハ包意ノ契約ヨリ委託

スル物ノ引渡ナリト謂フヲ得ヘシト言ヘリ又ケント氏ハジヨンス氏
及ヒブラクストン氏ノ兩説ヲ折衷サレタリ左レトモ氏ハ其一タヒ引
渡セル物カ其所有主若クハ所有主ノ代理者ニ返ルコト即チ再ヒ引渡サ
ル、コトノ想見セラレサル場合ニハ該語ヲ適用スルコトヲ否マレタリ其
拆義ニ曰ク「ベイルメント」トハ委托セシコト適當ニ執行シ其委托ノ目的達
シ次第受托者ヨリ其委托物ヲ返戻スヘシトノ明意若クハ包意ノ契約
ヲ以テ委托ヲナス物ノ引渡ナリト蓋シ右數氏ノ定義中ストリー氏ノ
定義ハジヨンス氏カ第一ノ定義ト一致シ委托物ノ再ヒ其委托主ニ返
ルト否トハ敢テ關係ナシトスルニアレトモケント氏ノ如キハ之ヲ以テ
動産委托ノ必要條件トシ若シ此事ニシテ豫メ想見セラレサル場合ハ
「ベイルメント」ニ非ストスルニ在リ又ブラクストン氏ハ別ニ之ヲ明言セ
サレトモ其著ス所ノ英法全書ニ於テ動産委托ヲ説明スルニ始終委托物

ナ返還スルハ受托者ノ責任ナリトシ論スルヲ見レ、亦ケント氏ト同
 一ノ解釋ニ出ルモノ、如シ故ニストリー氏及ヒジヨンス氏ノ解ニ依
 レハ彼ノ商品ヲ問屋ニ托シ賣却セシムル如キハ委托ノ中ニ入ルヘキ
 モノナレトモケント氏ノ説ニ從ヘハ否ラサルニ至ルヘシ又ホルト氏カ
 コツグス對ベルナート件ニ於テ辨明スル所ヲ見ルニ氏ハジヨンス氏
 及ヒストリー氏ト同説ナリ今余ヲ以テ之ヲ觀レハ商品ヲ問屋ニ托ス
 ル如キハ亦猶自餘ノ物品ヲ他ニ委托スルト同一ニシテ動産委托ノ種
 類中ニ加フルモ敢テ不可アルナシ故ニ余ハ寧ロジヨンス氏及ヒスト
 リー氏等ノ定義ニ左袒セントスルナリ
 然ラハ則チ「ベイルメント」トハ委托者ヨリ受托者ニ對シ、寄托ノ目的ヲ
 達セン爲メ、又ハ其委托ノ事ヲ遂ケ次第返還スヘシトノ明意若クハ包
 意ノ契約ヲ以テ物ノ引渡ヲナスノ謂ニシテ即チ一ノ契約ナルコトハ明

瞭ナリト云フ可シ今一二ノ例ヲ舉テ之ヲ説明セン例ハ諸君ニ於テ友人ヨリ書籍ヲ借ルコトアルヘシ又ハ金錢融通ノ爲メ典物ヲナスコトアルヘシ又或ハ休課中歸國セラルレハ鐵道會社ノ鐵道ニ乘リ若クハ郵船會社ノ漁船ニ駕スルアルコト可シ又或ハ其途次神戸大坂ノ逆旅ニ投宿スルコトアルヘシ又或ハ修繕ノ爲メ時計ヲ時計商ニ預ケ保管ノ爲メニ倉庫會社ニ米穀ノ倉入ヲ頼ムカ如キコトモアルヘシ蓋シ此等ノ事ハ皆諸君カ今日目撃シ或ハ自ラ行ヒ敢テ怪マレサル所ナラン然レモ今之ヲ法理上ヨリ論スレハ其間一々取引アリテ則チ夫々契約ヲ組織セサルハナシ而シテ此契約ハ則チ動產委託ノ契約ニシテ即チ余カ諸君ト共ニ爰ニ購究セント欲スルモノニ外ナラサルナリ然レモ又茲ニ一言諸君ニ注意シ置クヘキコトアリ即チ米國有名ノ法學家ワラス氏カ古來動產委託ヲ拆義シテ汎ク之ヲ契約ナリトスルハ非ナ

リトセル説是ナリ其言ニ曰ク動産委托ノ種類中「マンドート」及「デボシ
 ット」何レモ無賃委托ノ事ナリノ二種ニ於テハ法律上契約ト稱スヘキモ
 ノナシ何トナレハ凡ソ法律上有効ノ契約ナラシメンニハ約因ナルモ
 ノナカルヘカラサルコトハ一定ノ原則ナルニ右二種ノ委托的ニ於テ
 ハ委托者ヨリ受托者ニ對スル報酬ナシ抑無賃運送ノ委托ニ於テハ適
 法ノ契約書アル場合ハ格別若シ之ナキニ於テハ其受托者カ運送セサ
 ルトテ委托者ニ於テ之ヲ訴フルコト能ハサレトモ其委托者ニシテ一タ
 ヒ之カ運送ニ着手スレハ其過失ヨリ生スル損害ノ責ヲ負ハサル可ラ
 サルハ英法ノ定則ナリ其故何ソヤ即チ一ハ報酬ナキヲ以テ有効ノ契
 約ト看做ス可ラス從テ出訴ノ權ナシト雖モ一ハ其受托者ノ所爲委托者
 ノ所有品ニ損害ヲ與フルカ爲メニ從テ出訴ノ權ヲ生スルノミ即チ其
 訴訟タル契約ニ基因スルニ非スシテ私犯ニ起ルモノナリ而シテ斯ノ

如クニシテ始メテ能ク法理ニ合シ又實際ニ適スヘシト
之ニ反シストリー氏ハ無賃委托ヲ以テ猶有効ノ契約トナシ此說ヲ駁
セリ其說ニ曰ク凡ソ無賃委托ニ於テハ其委托ニ付キ別ニ金錢上ノ報
酬ナシト雖モ委托者カ其物ニ托スルヤ受托者ニ於テ後日之ヲ返還ス
ヘシトノ約束アルコトハ疑フ可ラス即チ委托者ハ後日受托者ニ於テ實
意ニ返還ノ約ヲ履行スヘシト信シ其所持物ヲ引渡スモノナレハ斯委
托者ノ引渡ハ則受托者カ返戻ノ約ニ對スル十分ノ約因ナリト今兩氏
ノ說ニ就テ之ヲ觀ルニワラス氏ノ說甚タ微妙ニシテ愛スヘシト雖モ
ストリー氏ノ駁論スル所古來ノ判例ニ合シ稍妥當ナルモノ、如シ但
シ其說ノ當否ハ姑ク措キ目下英法廷ノ法官狀師カ一般ニ辨論說話ス
ル所ハ動產委托ヲ以テ契約ト見做スニアレハ余ハ姑クストリー氏ノ
說ニ據リ汎ク之ヲ契約ト概稱セント欲スルナリ

尙ホ茲ニ委託法ノ全体ニ關スル一大問題アリ卽チ懈怠ノ責任是ナリ
コレ頗ル重要ナル問題ニシテ法學大家ノ間ニ在テモ其說種々ニ分ル
所ナレハ余ハ今動産委託法ノ本部ニ入ルニ先チ此問題ヲ講明セント
ス抑前ニモ述ヘタル如ク「ベールメント」トハ委託者ヨリ受託者ニ對
シ其寄托ノ目的ヲ達セン爲メカ又ハ其寄托ノ事ヲ遂ケ次第返還ス可
シトノ約束ヲ以テ物件ヲ引渡スヲ謂フカ故ニ之レカ受託者タルモノ
ハ相當ノ注意ヲ以テ寄托物ヲ保存スルノ義務ヲ生スヘシ而シテ既ニ
保存ノ義務アルモノトセハ若シ之ヲ盡サス寄托物ヲ損害スルカ如キ
コトアレハ從テ之ヲ償フノ義務ヲ生ス可シコレ固ヨリ當然ノ事ナリ
トス然トモ其果シテ如何ナル注意ヲ以テ之ヲ保存セハ寄托ノ義務ヲ盡
シタルモノニシテ又相當ノ注意ヲ怠リタリトハ果シテ如何ナル注意
ヲ缺キタルモノナルヤ(卽チ注意ノ程度)ヲ定ムルコトハ甚タ困難ナル

論理學

文學士 坪井九馬三 講義
校友 畔上啓 策編輯

續釋法

第一篇 總論

第一章 論理學原義

大凡事柄ノ何タルヲ問ハス宇宙間ニ顯ハル、者ハ皆規則ヲ有スル者
ナリ勿論此ノ規則ニハ判カリ難キモアリ判カリ易キモアリ詳ナルモ
アリ詳ナラサルモアリテ其確實ノ程度ニハ種々無量ナレトモ何レト
モ規則ノ痕跡位ハ判カル者ナリ斯クノ如ク痕跡ノミ位判カリ居ル者
ハ吾輩ノ研究未タ行届カスシテ其規則ヲ未タ審ニセサルコト、知ル
ヘシ人間ノ智惠ノ如キハ此最モ詳ナラサル部類ニ屬スル者ニシテ已

二佛經ニモ智惠ノ働キヲ妙不可思議ト云ヘリ然レトモ心理學ヨリ之
ヲ推セハ智惠ノ働キニモ規則ナキコト能ハサルナリ蓋シ案スルニ人
間ノ智惠ハ地質學ノ第三期ニ人間ノ世ノ中ニ出テ來シヨリ以來漸チ
以テ積ミ累子タル者ニシテ心理學ノ言葉ヲ以テ之ヲ言ヘハ所謂遺傳
ト教育トヨリ成レル者ナリ茲ニ遺傳ト云ヘルハ親ヨリ受ケタル子ノ
天稟ノ器ニシテ普通ニ能力ト云ヘル者ナリ教育ト云ヘルハ愚案ニテ
ハ社會ノ經驗ヲ學フコト先輩ノ經驗ヲ學フコト自ラ經驗スルコト即
チ自ラ學フコトノ三者ヨリ成レル者トスコ、ニ社會ノ經驗ト云ヘル
ハ古來ヨリ傳ハレル俚諺、古書ニ載リタル格言、蒙昧ノ輩モ熟知セル普
通ノ道理等ニシテ社會ノ能力ヲ包メル空氣トモ稱スヘキモノナリ先
輩ノ經驗トハ賢人君子學者等ノ發見シテ後生ニ傳ヘラレタル道理ヲ
謂フナリ即チ父兄ノ教訓、師匠ノ口授等ニ依リテ主トシテ之ヲ知ルナ

リ此二者ヲ知ルトキハ人間一人前ニ爲ルヘケレト未タ巢ヲ出テサル
小鳥ノ如クニシテ其能ク飛フヤ否ヤハ保證シ難キナリ卽チ世間ニ立
テ男一匹ニ愧サルヤ否ハ斷言シ難シ全体父兄師匠ノ教訓ハ物事ノ全
体ニ亘レル心得ニシテ一々細事マテヲモ述ヘタルコトナク又假令述
ヘントスルモ出來ヘキコトニ非ス是ヲ以テ一人前ノ人間トナリタラ
ハ必ス自ラ物事ニ當リテ試験セサルヘカラス是ニ至テ所謂以心傳心
ノ世渡リノ秘訣ヲ學ヒ得ルナリ親々ハ皆斯クノ如クニシテ其天賦ノ
能力ヲ研キ以テ其子ニ傳ヘラルヘナリ然ラハ人間ノ智惠ノ働キハ其
小キ所ニ至リテハ兎モアレ角モアレ其大体ハ必ス一定シタル者タラ
サルヲ得ス斯クノ如キヲ思想ノ法律トモ稱スヘシ又特殊ノ考ヲ鑄ル
鑄形トモ喻フヘシ今此ノ考ノ法律ノ一二ノ箇條ヲ舉レハ着物ハ着物
ナリ帽子ハ帽子ナリト云フカ如キ其一ナリ斯クノ如キ斷言ニハ異論

ナ容ル、者有ラサルヘシ以テ衆人ノ考ノ法律トシテ之ヲ守レルヲ知
 ルヘシ又「ランプ」ハ眼前ニテ牛ト異ナルコトハ明瞭ノ事ナリサレハ「ラ
 ンプ」ト牛即チ「ランプ」ニ非サル者トハ同時ニ於テ決シテ同物ニ非サル
 コトハ又考ノ法律ニシテ衆人ノ守ル所タルヲ知ルヘシ其レ然リ然ラ
 ハ人間ノ智慧ハ一定ノ規則ヲ有スル者ニシテ此規則ヲ種々様々ノ場
 合ニ適用シ種々様々ニ推考敷衍シテ終ニ論理ノ一學科ヲ爲スナリ故
 ニ余ハ論理學ヲ以テ思想ノ方式即チ辯論ノ方法ヲ事實ヨリ考定スル
 ノ學問トスコ、ニ方式ト云ヘルハ代數ノ方式ノ類ニシテ特殊ノ事柄
 ナ材料トシテ特殊ノ考ナル鑄物ヲ鑄ル鑄形ナリ既ニミルル氏モ議論ノ
 根據ヲ鑒定スルニハ是非トモ爲サ、ルヲ得サル考ノ運ラシ様ヲ研窮
 スル學問ナリト論理學ヲ釋義セラレタルヲ以テ之ヲ知ルヘシサレハ
 論理ハ考ノ鑄形ナリ法律ナリ從テ論理學者ハ考ノ裁判官ナリ既ニ論

○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムコトヲ勤リ然ルニ熟_ス社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攷修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是ナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ翻譯ニ從事シ務メテ其價ヲ廉ニシテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレシトナ

第一條 第二科第一年級ノ敎課用ノ爲メ初步ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ翻譯スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版 ○アンソン氏契約法 ○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウキルリアム氏不動産法○テ
リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ
ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引卽三十錢ノ代價ヲ
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價卽金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引卽一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰拔シタルナレハ各專門公
私諸學校及地方中學校師範學校等ノ教科書ニ最適當ナリトス

東京神田區錦町

英吉利法律學校

明治十九年十月

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

法學通論	契約	私犯	親族	代理	組合理	動產委託	合衆國法律	英國刑法	羅馬法	判決錄	理論	理財學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	士方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	澁谷慥爾	渡邊安積	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉

第二學年

流通證書法	商船法	治罪法	保險法	國際公法	訴訟法	訴訟法	合衆國法律	判決錄	英國刑法	財產法	破產法	法律牴觸論	分析法理學	法律沿革論	憲法	行政法	訴訟法	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	
土方寧	高橋健三	木下廣次	伊藤悌治	高橋捨六	增島六一郎	關直彥	シドモール	渡邊安積	イーストレキ	菅沼達吉	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎

第三學年

一 法律原論	一 私犯法	一 契約法	一 訴訟法	一 會社法	一 成法理論	一 臨時講義	一 臨時講義	一 臨時講義	一 會社法	一 英語學	一 訴訟演習	一 動產差押法	一 萬國公法論	一 合衆國法律	一 立憲法學	一 日本法令	一 オーストラリア法
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
澁谷慥爾	奧田義人	土方寧	増島六一郎	高橋健三	穂積陳重	小村壽太郎	合川正道	米國法律學士	米國法律學士	高須祿郎	高須祿郎	リッチフィールド	イーストレキ	米國法律學士	シンドモール	金子堅太郎	關直彦
一 法律沿革論	一 法律學	一 法律學	一 破産法	一 證據法	一 不動產法	一 買賣法	一 代理法	一 英法註釋	一 英法註釋	一 一流通證書法	一 會社法	一 國際公法	一 法律學	一 破産法	一 法律學	一 法律學	一 法律學
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
高橋健三	江木衷	渡邊安積	増島六一郎	土方寧	奧田義人	岡山兼吉	江木衷	元田肇	渡邊安積	元田肇	高橋捨六	山田喜之助	山田喜之助	渡邊安積	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助

一憲 アモス氏 法 法學士 伊藤悌治
スネル氏 一衡 平 法 米 國 法律學士 小村壽太郎
 右之通り改定候也

明治十九年十月 東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校規則抜抄
 第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義錄第二級講義錄第三級講義錄ノ三種トス但第三級講義錄ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス
 第四十條 出版日 第一級講義錄ハ毎土曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス
 第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙數九十「ペーシ」ヲ限リトス
 第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載

スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス
 第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校內生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ
 第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試驗ノ上之ヲ授與スヘシ
 第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名 族籍 住所 年齡ヲ記シタル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學證 校外生入學證雛形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也
 宿所 族籍 姓名 年 月 日 年 齡

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ束修金五拾錢
 ナ納ムヘシ
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七拾錢ヲ納ムヘシ
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學スト雖之ヲ返付セス
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ通知スヘシ
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續ヲ爲サシムヘシ
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ
 第三款 校外生質問規則
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見出し難キトキハ此限ニアラス課目丁數ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

○第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚脫紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴
定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイン氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則法學士渡邊
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法
ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歷々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏
ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ
法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町貳丁目 島村利助
全本郷春木町三丁目 全支店

訴訟鑑定約定期算相談

ばりすとる 法學士 增島六一郎 英米
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 誤リタ
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テ
キモノ少ナカラス

信局 キ 代理 鑑定辯護立 内外商業
取引等ニ關 社起業約定 未萌 二防クノ
シ當初ヨリ 相談 害失敗ヲ 助カヲ爲
ントス 倫敦 ナル船舶輻輳ノ中央ニ於 衝

且英國 倫敦 ナル船舶輻輳ノ中央ニ於 衝
突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セシ但規則
御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次

第進呈スヘシ 回答 書ハ御申越次
東京日本橋區 本局 橫濱居留地
檜物町六番地 六十番館 出張所

20131019

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限り特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七拾錢
遞送費三拾貳錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

定價壹冊金八錢
又ハ拾錢
拾三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七拾五錢

法學士山田喜之助著

○註補英國私犯法

定價金七拾五錢
特別廉價金五拾錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金貳圓三拾錢
特別廉價九拾五錢
遞送費金二拾八錢

○校外生諸君中九月分ノ月謝ハ半額タルヲ知ラスシテ全額ヲ拂込ミタルモノアリ右ハ本月分ノ内ニ繰入レタリ本校ノ事務ハ校長以下七種ニ區別シ從テ其執ル所ノ事ヲ異ニスルヲ以テ文通セラハトキハ左ノ項ニ準據シ書柬ノ表面ニ明記セラルヘシ(一)學校全体ニ關スル一切ノ件ハ幹事宛(二)金錢上ニ關スル件ハ會計掛宛(三)學科試驗入退校規則ノ問合ニ關スル件ハ教務掛宛(四)講義錄ノ遞送請求未着遲滞ノ件ハ講義錄掛宛(五)編輯上一切ノ件ハ編輯掛宛
右ノ外ハ諸君鑑誦類推シテ各其掛ニ宛テラレヨ

明治十九年十月三十日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校